

京都市訓令甲第 32 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員出勤簿等整理規程の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市長 梶 本 頼 兼

第 11 条中「総務局人事部統括監察員」を「総務局監察室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局人事部給与課)